

大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について

I. 大津波等を想定した官庁施設の機能確保の基本的考え方

1. 津波への対応について

【赤字】は、関連する資料又は事項を示す

(1) 立地の考え方

- 官庁施設は津波等の災害に対する危険性の低い場所に立地することを原則とすべきである。【第 11 回部会 資料 2-2】
- 入居予定官署の事務及び事業によっては、浸水のおそれのある場所への立地の必要性が高い場合もあるため、沿岸部への立地検討に当たっては、次の点を含めて総合的に勘案した上で、慎重に計画敷地を選定する必要がある。【第 12 回部会 資料 1、資料 3(3)】
 - ア. 入居予定官署の事務及び事業の内容に応じた立地の必要性
 - イ. 地域防災計画等における津波防災に関する方針
 - ウ. 計画敷地の地理的条件
(津波浸水想定、海岸保全施設等の整備状況、敷地外の安全な避難場所までの距離など)
 - エ. 計画敷地での施設の機能確保の目標達成の見通し
- 加えて、周辺からの危険物の漂着による火災等の二次災害が生じる可能性など、計画敷地の周辺状況に留意する必要がある。【第 11 回部会 審議内容】

(2) 施設整備における機能確保の目標の考え方

- 津波による浸水が想定される地域に立地する施設の機能確保の目標は、「比較的発生頻度の高い津波」と「最大クラスの津波」の2つのレベルの津波について、次のとおりとすべきである。【東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（H23.9）】
- 前者に対しては、人命の安全確保を最優先とし、津波収束後に入居官署の事務及び事業の早期の再開が可能であること。
- 後者に対しては、入居官署の避難計画や業務継続計画等に定められる対策と連携しつつ、人命の安全確保を最優先とし、災害応急対策の拠点としての機能が求められる場合は、その確保を図ること。

（３）比較的发生頻度の高い津波に対する施設整備上の対策の考え方

- 比較的发生頻度の高い津波に対しては、当該津波高を基準として海岸堤防等の海岸保全施設等の整備が進められているところであるため、施設整備上の対策については、海岸保全施設等の整備状況と計画敷地の標高に応じ、入居予定官署等と十分な調整を行った上で必要な対策を講じることが重要である。

（４）最大クラスの津波に対する施設整備上の対策の考え方

①企画立案段階での調整（ソフト対策との連携強化）

- 今回の震災により、官庁施設整備においても、入居予定官署の避難計画及び業務継続計画等に定められる対策（ソフト対策）と施設整備上の対策（ハード対策）の連携の重要性が改めて認識され、津波からの一時避難場所としての機能確保という新たなニーズも生じている。

【第12回部会 資料2(5)】

- 官庁施設整備におけるソフト対策とハード対策の連携強化のためには、その企画立案段階において、地域防災計画等における津波防災に関する方針や地域住民の一時避難等に関する地域ニーズを把握した上で、入居予定官署の事務及び事業から定まる施設整備の要件を踏まえ、ソフト対策とハード対策の役割分担を明確にしておく必要がある。

【第11回部会 資料2-2】

- 災害応急対策の拠点としての機能が求められる施設であっても、入居予定官署と地方公共団体等との協定による代替拠点の確保などのソフト対策が可能であれば、「最大クラスの津波に対して当該施設を拠点として使用するためのハード対策は講じない」という選択肢も視野に入れることが必要である。

【第11回部会 審議内容】

- 地方公共団体から最大クラスの津波に対する一時避難場所としての機能確保を要請された場合には、必要に応じて所要の建物規模及び高さを確保するために、地方公共団体等と合築することも視野に入れる必要がある。

【第12回部会 審議内容】

②企画立案の内容を踏まえた施設整備

- 企画立案段階における調整の結果を踏まえ、災害応急対策活動の拠点となる室や自家発電設備等の上層階への設置など、施設整備上の所要の対策を講じる必要がある。
- 施設の設計に当たっては、津波防災等に関する将来的な状況の変化に柔軟に対応できるよう配慮する必要がある。
- これらの場合、ハード対策の必要性や効果と、導入によるコスト増や維持管理上の負担増を視野に入れた十分な検討を行う必要がある。

【第11回部会 審議内容】

（5）既存施設への対策

- 既存施設については、入居官署の事務及び事業、津波浸水想定、敷地の標高等に応じて、現に使用している建物に対して合理的かつ効果的な対策を講じることが重要である。特に、一時避難場所としての機能や災害応急対策の拠点としての機能が求められる施設については、入居官署や地方公共団体と十分に調整し、ソフト対策とハード対策の連携を図った上で、可能な限り当該機能を確保するための対策を講じる必要がある。
ただし、津波襲来時に人命の安全が確保されないおそれがある施設については、津波による浸水の危険性のより低い場所への速やかな移転等を検討する必要がある。

2. 地震対策の拡充について

- 長時間にわたる長周期地震動に対しては、特に超高層や高層の施設について、地震時の変形を抑制するなどの対策を講じるとともに、エレベーター設備における対策を進めていく必要がある。【第11回部会 資料2-2】
- また、地震による外力を受けた建築構造部材の状況を確認できるような措置を講じる必要がある。【第11回部会 資料2-2】
- これまで必ずしも液状化対策が講じられていなかった屋外管路下や構内通路などについても、必要に応じて液状化対策を進める必要がある。【第11回部会 資料2-2】
- 天井材、家具等について、地震動による落下等の防止策を強化する必要がある。特に一時避難場所への避難動線が確保されるよう配慮する必要がある。【第11回部会 資料2-2】

- ただし、家具等については、建物完成後に施設利用者が設置する機会が多いため、施設整備の段階で将来的に家具等が固定できるような工夫を施しておき、その場所と方法を確実に施設利用者に伝達するなどの対策をとることが重要である。【第11回部会 資料2-2】

3. 施設の使用・保全について

- 各施設がどのような機能・性能を有しているか、例えば、非常用コンセントの位置などの詳細な内容等も含めて入居官署に確実に伝達され、業務継続計画への反映等により、その情報が受け継がれていくようにする必要があるのである。【第12回部会 資料3(4)】
- 特に津波に対しては、当該施設における業務継続や建物上層への一時的な避難の可否について、また、止水板等の関連する設備等の機能・性能に関する必要な情報について、入居官署に周知されている必要がある。【第12回部会 資料3(4)】
- 施設の被災状況等の点検や応急復旧のためのチェックポイント、応急復旧に当たっての保安上の留意事項などについて専門的な立場からの情報提供等が必要である。【第12回部会 資料3(4)】
- 災害時に、官庁施設が所要の機能を発揮するためには、平常時の適正な保全が不可欠である。特に、自家発電設備などの災害時に使用する機器等の適正な保全を考慮する必要がある。【第11回部会 資料2-2】

II. 当面実施すべき施策について

1. 関連基準等の見直し

- 官庁施設における津波への対応を「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（以下、「位置、規模及び構造に関する基準」という。）に規定する。また、津波による外力及び浸水について、官庁施設が保有すべき性能及びその性能を確保するための技術基準を改定する。【第12回部会 資料1】
- また、長時間にわたる長周期地震動への対応、屋外管路下等の液状化対策、建築非構造材の耐震性能の確保に関して、技術基準を改定する。【第12回部会 資料1】
- また、施設整備に関する基準に対応して、保全に関する基準についても必要な改定を行う。【第12回部会 資料1】

- さらに、入居官署によるソフト対策を支援するための指針等についても必要な見直しを行う。【第12回部会 資料1】

2. 津波防災を視野に入れた施設整備の推進

- 津波による浸水が想定される地域に立地する施設の整備に当たっては、地域防災計画等における津波防災に関する方針を踏まえ、施設整備上の対策の範囲等の条件整理を含め、入居予定官署や地方公共団体と津波防災を視野に入れた調整を行う。【第12回部会 資料1】
- その際、当該施設において一時避難場所の確保が可能な場合には、避難施設としての位置付けに対する地域ニーズの有無を確認した上で施設整備を行う。【第12回部会 資料1】
- 既存施設についても、入居官署等と調整し、個別に施設整備上の対策の範囲を定めた上で改修等を計画的に実施する。【第11回部会 審議内容】

3. 津波防災の視点を踏まえた意見書制度の実施

- 各省各庁が作成する営繕計画書に対して、「位置、規模及び構造に関する基準」に照らして技術的見地から意見を述べるに当たり、津波防災の視点を追加する。

4. 施設が有する機能・性能に関する情報等の伝達

- 入居官署におけるソフト対策の拡充に役立てられるよう、施設が有する機能・性能に関する情報を入居官署に適時に提供する。【第12回部会 資料3(4)】
- また、近傍の海岸保全施設等の状況、津波浸水想定、地域防災計画等における津波防災に関する方針など、各施設の周辺状況の変化について必要に応じて入居官署と情報共有を図る。